

トルコにおける市民概念の再編と都市貧困層の統治

——公的扶助の実践に見る市民性への重層的包摂——

むら しみ かおる
村 上 薫

《要 約》

本論文では、1990年代後半以降のトルコで活発化した貧困救済事業の貧困者統治の装置としての側面を検討し、公的扶助制度の実践を事例に都市貧困層による市民的価値の内在化を論じた。トルコの公的扶助制度は、権威主義的な市民概念に代わる新しい市民概念の台頭を背景として、温情主義的な側面を維持しつつ、受給者を潜在的な依存者とみなし生産的で自立した市民へと誘導する新自由主義的な統治の装置としての性格を強めつつある。だが調査地のイスタンブルでは、公的扶助制度の実践を通じた住民による新たな市民的価値の内在化は部分的かつ流動的であり、貧困を他律的にとらえる、あるいは国の支援を相応の割り当て分ととらえる貧困救済の理解と両立する様子が観察された。論文ではこのことの含意を、トルコの歴史的社会的文脈に照らしつつ、市民性への包摂の観点から論じた。

- I 課題の設定
- II 貧困者の可視化と排除
- III 連帯基金制度
- IV 貧困者言説のローカルな受容
- V 考察
おわりに

I 課題の設定

1. はじめに

トルコでは1990年代後半に貧困が社会問題化し、政府の公的扶助制度である連帯基金をはじめ、自治体やイスラム系 NGO など公的・民間組織による貧困救済事業が拡大した。それまでもイスラムの信仰に基づく喜捨など相互扶助の

慣行は存在したが、公的機関や政府に登録された支援団体による制度的組織的な支援が普及した。自治体や NGO の支援にかんする統計的なデータは得られないが、支援の規模が最大とされる連帯基金だけでも2009年に250万世帯、380万人に17億リラを支援しており、国民のおよそ20人に1人が支援を受けたことになる (<http://www.milliyet.com.tr/kirsaldaki-yoksul-sayisi-2-milyon-artti/siyaset/sondakikaarsiv/13.03.2011/1363730/default.htm> 2011年2月18日閲覧)。公的扶助関連支出は、2002年にGDPの0.3パーセントから、2012年には1.2パーセントに増加した [SYDGM n.d. b, 5-6]。制度的組織的な貧困救済は、今や人々の日常生活のごく普通の光景になったといえる。

興味深いのは、貧困が社会問題化する過程では公論における貧困者^(注1)の可視化が進み、定型化されて語られるようになったことである。たとえば2000年代半ばごろまで、複数のイスラム系のテレビ局は、貧しい家庭を訪問し、扇情的な音楽を背景に身の上を語らせ、出演者の救済のために視聴者から寄付を募るといった番組を競って制作した。番組に登場するのは寡婦や身寄りのない高齢者などであり、子供の病気や障害、家庭崩壊などが語られる [Üstündağ 2005, 210]。他方、身体障害者を装う物乞いは、市民や国の善意を詐取する人々として報道番組で糾弾された。

マスメディアだけでなく、政府や地方自治体、NGOなど貧困救済に取り組む諸組織もまた、貧困者の表象を生産してきた。政府は、エルドアン首相が高齢の女性の肩を抱いて微笑む連帯基金の広報ポスターに象徴されるように、国は弱者を見放さないという温情主義的なメッセージを送る一方、連帯基金の運営について、受給者を支援に依存させず、起業支援や職業訓練に力を入れると繰り返し述べてきた。イスラム系NGO（たとえばデニズ・フェネリ）のパンフレットやポスター、テレビ・コマーシャルもまた、絶望した人々に助けの手を差し伸べ希望を与えることの大切さを強調している。

それぞれ異なる事情を抱え多様であるはずの貧困者が、無力な人々、自立すべき人々、支援の濫用者など、いくつかに類型化され表象されることをどう理解すべきか。また支援を必要とする当事者は、こうした貧困者のイメージとどう向き合っているのだろうか。福祉を、人々の規範意識に働きかけることを通じて市民性（望ましい国民の在り方）へ誘導し社会秩序の安定

に貢献する統治性の領域ととらえる見方（たとえばRose [1999]）に立つなら、トルコの貧困救済事業もまた、同様の役割を果たしているのではないか。こうした関心を踏まえ、本稿ではトルコの貧困救済事業の貧困者統治の装置としての側面を検討し、公的扶助制度の実践を事例として、都市貧困層の市民性への包摂を民族誌的な調査に基づいて論じる。

2. 本稿の視点

本稿が手がかりとする統治とは、フーコーの権力の系譜学のみならず禁止と制裁から構成される主権権力とも、生の統制から構成される規律権力とも異なる、近代に固有の形式の権力として析出された権力を指す。フーコーによれば、18世紀ヨーロッパでは、「人口」や「経済」を自然的な現象とみなし、自然な調整が可能になるように調整を行うことを目標とするものとして、「自由主義」という統治性（統治の合理性）が誕生した [フーコー 2008]。だが統治性は、そうした歴史的な脈から離れて、「特定の合理性と規範を内在化した主体形成のための自己訓練と管理を人々に要請する、知と権力の装置」と定義することが可能である [フーコー 2007]。統治性とは「個人や集団が、支配や抑圧よりもむしろ彼ら自身の主体の形成を通じて統治される生-権力のフィールド」 [Gordon 1991] であり、「政策が外部や上からの諸条件の押しつけではなく、人々の行動規範に働きかけることで、人々が必ずしも意識的ではなく政府の社会秩序モデルに貢献するような、複雑なプロセス」 [Shore and Wright 1997] としてとらえることができる。

以上のような統治性の議論は、1980年代以降

の先進国における福祉国家批判に対する批判的な議論の展開に大きな影響を与えた。社会学者のローズは、サッチャー政権のイギリスとレーガン政権のアメリカにおいて登場した、粗野な市場万能主義とは区別される、より洗練された形式の新自由主義（ローズの表現ではアドバンスト・リベラリズム）の統治性においては、企業者化した個人となることを要請されると論じる。企業者化し能動的に活動しようとしなない、あるいはそうする能力のない人々は、まっとうではないとみなされて、分割線を引かれて市民の領域から排除される。彼らに対しては職業訓練やリハビリ訓練などを通じて、エンパワメントに向けて誘導し、「市民性のサーキット」(circuits of civility)への再取り込みが図られ、排除される部分の最小化が目指される。それでもエンパワメントへの誘導に応えない者は反市民的存在とみなされ、場合によっては懲罰的な規律権力の対象にされるという。ローズの議論は、新自由主義における自由な主体とは、自由を行使する責任を担いうるものとして導かれ成型されること、したがって福祉国家の縮小と個人の自由の復権をうたう政治は、実は福祉国家の統制とは別の種類の息苦しさを人々にもたらすことを明らに出した [Rose 1999; 1996]。

本稿が取り上げるトルコの公的扶助制度においても近年、貧困者は支援に依存しない、生産的で自立した主体となることが要請されるようになった。これは、トルコの公的扶助制度はローズの論じる新自由主義的な統治の装置として機能していることを示しているといえそうである。ただし、ローズの議論をトルコの事例に適用するにあたっては、注意も要する。

第1に、市民性への包摂の含意は自明ではな

い。ローズによれば、イギリスでは20世紀半ばの福祉国家の成立まで長い時間をかけて国民の市民性への包摂がほぼ達成された後、新自由主義の影響の下で市民性の概念が変容し、そこから排除された人々の再包摂が問題となった [Rose 1999]。これに対してトルコでは後述するように、多くの後発国と同様、市民への包摂は未完成のまま新自由主義の洗礼を受けた。したがって貧困救済事業を通じた貧困者の市民性への包摂という課題がもつ含意は、トルコとイギリスではおのずと異なるであろう。なお、本稿で市民性 (citizenship) とは、政治的権利とともに、特権の付与と引き換えに一定のマナーに従って振る舞うことを義務づける道徳的契約を含む概念 (たとえば Rose [1999, 254]) として用いている。

第2に、統治の対象のエージェンシーという視点が求められる。これまで統治性概念を用いた分析は、統治の技術を明らかにする政策レベルの分析に重点が置かれてきた。しかし、それだけでは規範がどのように人々の内面に働きかけ、能動的な主体として立ち上げているのか (あるいは立ち上げることができないのか)、見えてこない。人類学的な研究が指摘するのは、統治の合理性が人々に内在化されるありようと、そこに現れるエージェンシーに注目することの重要性である。Vincent [2002] は、ローズに代表されるネオ・フーコー派の分析は人々の経験を権力のより大きな構造に直結させてしまうため、新自由主義の論理を記述することはできても現実を理解できないと指摘する。そして言説と実践のローカルなアリーナと、より大きな新自由主義的な統治の要請との相互関係を見ること、そしてローカルな実践を相対的に永続的な

社会秩序と関連づける際は、人々の欲望 (desire) や動機、意味づけ、エージェンシーに注目することが重要であるとする [Vincent 2002]。「政策の人類学」を試みる Shore and Wright [1997] もまた、人々が規範を内在化し統治の主体となることは自明ではなく、人々の判断が介在していると述べる [Shore and Wright 1997, 34]。Ong [2003] はアメリカ社会へのアジア系移民の包摂を文化的シティズンシップの獲得としてとらえた上で、文化的シティズンシップとは、自己を形成する (self-making) とともにそのような自己として形成される (being made) 相互的な過程であるとする。そこで生成する市民・従属的主体 (citizen-subjects) は、日常の統治技術によって管理されると同時に、倫理的な内省を行うことを通じて管理から逃れ、管理を批判し転覆するような対抗的戦略をとることができるという [Ong 2003, 6]^(註2)。

以上を踏まえてトルコにおける貧困救済事業と貧困者の関係を考えるとき、次の3つの課題が浮かび上がる。第1に、市民性はどのように定義されているのか。第2に、貧困者はそのような市民性の概念をいかに内在化しているのか。第3に、市民性概念の内在化はいかなる欲望に支えられているのか。別の言い方をすれば、貧困者にとって市民性に包摂される意義とはなにか、という問題である。本稿ではこのうち第1と第2の課題と取り組むこととしたい。

以下、第II節では、貧困が社会問題化し貧困者が統治の対象として可視化される過程を概観し、貧困者と市民性の関係を市民性概念の変化を踏まえつつ論じる。市民概念が変容してなお、十全な市民と認められない人々にある種の包摂を可能とする温情主義が継続していることが指

摘される。第III節では公的扶助制度である連帯基金制度の受給者モデルを検討する。制度、公文書、および政治家や官僚の発言を分析することにより、連帯基金制度が温情主義的な側面を維持しつつ、受給者を潜在的な依存者とみなし生産的で自立した市民へと誘導する、新自由主義的な統治の装置としての性格を強めていることが明らかにされる。第IV節ではフィールド調査の結果に基づき、連帯基金制度の実践を通じた市民的価値の内在化を検討する。地域の住民の生産性や自立性といった新たな市民的価値の内在化は部分的かつ流動的であり、貧困を他律的にとらえる、あるいは国の支援を相応の割り当て分ととらえる貧困救済の理解と両立しうることが指摘される。第V節ではこのことの含意を、第II節で述べたトルコの歴史的社会的文脈に照らしつつ、市民性への包摂の観点から論じる。分析に用いるデータは、2006年12月～2007年9月にイスタンブルで実施したインタビューと参与観察、およびその後の短期の継続調査の結果である。

統治性の視点に立つ福祉の民族誌的研究は、上述の Shore and Wright [1997] などが統治の主体の形成に注目するものの、統治の技術を取り上げるものが主流である (古典的な研究として、たとえば Cruikshank [1999])。以前に別のところで述べたように、トルコの統治性研究は、民主化や自由化により国家から自由を得たはずの「社会」(NGOなど)が国家と一体となって社会秩序の維持に貢献する、「社会の国家化」ないしは「国家の統治性化」[フーコー 2007]を指摘する俯瞰的な議論が中心であり、民族誌的な調査に基づく研究はほとんどない [村上 2011c]^(註3)。これに対し本稿は、トルコの福祉の実践の民族

誌的な分析を通じて、統治の技術とともに統治の対象とされる人々の内面からも統治を描くことを目指す。

II 貧困者の可視化と排除

1. 「新しい貧困」

トルコでは貧しさは常に存在していたものの、経済成長とともに解消されると考えられてきた。しかし1990年代後半ごろから、貧困や所得格差の拡大が世論の注目を集めるようになる。トルコでは80年代に経済が自由化されると、当初は国営企業の民営化や輸出奨励策が効果を上げた。だが早くも80年代後半には自由化の弊害が目立つようになり、インフレが加速し（94年に消費者物価上昇率は125.5パーセント）、財政赤字も拡大した結果、94年にはトルコ経済は危機に陥った。この過程で所得格差は急速に拡大し、ジニ係数は1987年の0.43から金融危機に見舞われた1994年には0.49に上昇した [Förster and d'Ercole 2005, 13,14]。

もっともその後は、ロシア経済危機（1998年）やマルマラ地震（1999年）の影響で再び経済が大幅なマイナス成長に陥り、さらに2001年に政府首脳の対立に端を発した通貨危機に陥ったにもかかわらず、所得格差はむしろ縮小し、ジニ係数は2002年に0.43に低下した [Förster and d'Ercole 2005, 62]。貧困率も2003年の28.1パーセントから2009年には18.1パーセントに低下している [SYDGM n.d. b, 16]。

統計的データの上では貧困や所得格差の拡大に歯止めがかかる兆しがみられるにもかかわらず、貧困が引き続き注目されたのは、貧困に質的な変化が起き、社会的統合が揺らいでいると

いう感覚が生まれたからだった。当時の欧米の社会的排除の議論に触発された研究者たちは、所得貧困にとどまらない、社会関係の変質を伴う「新しい貧困 (yeni yoksulluk)」が拡大していると論じた [村上2006]。欧米における社会的排除の観念は、経済のグローバル化と並行して、それまで統合されていた社会が分断されていることを問題化した。欧米における「新しい貧困」問題とは、かつて社会にうまく統合されていた人々が、不安定な仕事や長期失業、家族や家族外の社会的ネットワークの弱体化、そして社会的地位の喪失といった多次元の諸問題に苦しむ状況が生まれたことであった [バラ, ラペール 2005, 4; 岩田 2008]。トルコの「新しい貧困」の特徴として研究者たちがとくに注目したのは、都市移動者の経済社会生活を支えてきた互酬的關係の破綻、および貧困者の他者化である。

(1) 互酬的關係の破綻と弱者の排除

トルコでは1950年代以降、農村への資本主義経済の浸透と都市における工業化の進展を背景として、農村から都市へ向かう人口移動が急増した。移動者たちは都市の周辺部の空き地（主に公有地）を占拠し、ゲジェコンドゥ (gecekondu, 「一夜建て」の意味) と呼ばれる不法住宅を建てて住みついた^(注4)。彼らの多くはインフォーマルセクターの雑業的な仕事に就き、公的な社会保障制度から実質的に排除されたが、親族や同郷出身者と互酬的な関係を維持することで、生活のリスクに備えることができた。さらに親族や同郷出身者と同じ地域に住み、互酬的關係に組み込まれることによって、地域の住民として帰属意識を獲得することができた [Keyder 2005]。しかしグローバル経済への統合が進み、

経済が自由化されると、この仕組みは行き詰まることになる。

1980年代以降、トルコでは経済のグローバル化と規制緩和により雇用が柔軟化し、派遣・臨時雇用などが拡大するとともに、生産委託（下請け）関係が発達し、家内賃労働や零細工場など未登録の労働、すなわちインフォーマルセクターの労働が拡大し、雇用の不安定化が起きた。これにともない、インフォーマルセクターに就労しても、いずれはフォーマルセクターに移るという期待や規範は失われた。失業率は、90年代は6～8パーセント台を推移したが、2000年代以降は10パーセントを超え、リーマン・ショック後の09年には14.0パーセント（都市部は16.6パーセント）に上昇した^(注5)。

雇用に加えて、住宅へのアクセスも困難となった。1980年代には経済自由化政策により都市の不動産価格が上昇したため、公有地占拠に対するかつての寛容な措置は取られなくなり、新規のゲジェコンドウ建築が困難になる一方、既存のゲジェコンドウ地域では大規模な再開発が開始された。ゲジェコンドウが投機の対象となると、一部の住民は土地を売って利益を得たが、借家人たちは家賃上昇に苦しんだ [村上 2011d]。

労働市場の競争激化とゲジェコンドウの投機対象化に加え、農業政策の失敗により農村が疲弊し、帰る場所が失われると、移動者たちの内部で格差が広がった。その過程では高齢者や寡婦の世帯、あるいは新参の移動者など「足手まとい」になる人々が互酬的關係から排除され孤立した [Erder1995; Işık and Pınarcıoğlu 2001]。

新参の移動者のなかでも、1980年代半ば以降、アナトリア東部においてクルド系非合法組織と

トルコ国軍の戦闘の激化を理由に村から強制退去させられた、あるいは戦闘から逃れるために村を出たクルド系住民の置かれた状況はより深刻であった。彼らは家畜や畑を放棄し、財産をほとんど持たずに移動せざるを得ず、また内戦地域出身者であることを理由に危険視され差別され、移動先で互酬的關係をもつことが難しいからである [Keyder 2005; Şen 2002]。

(2) 他者化

トルコ社会における貧困観にかんするまとまった研究は管見では行われていない。そのため断片的な資料に基づくほかないが、経済自由化以前の貧困観について言えるのは、貧困は必ずしも否定的にとらえられていなかったということである。後述するように、農民や都市移動者はしばしばミドルクラスによる蔑視や同情の対象となってきた。だがそれはおそらく、彼らが貧しいからというよりもむしろ、「遅れている」という理由によっていた。たとえば1950年代末から70年代初めにかけて黄金期を迎えたイエシルチャム（トルコ版ハリウッド）の映画では、貧しい人々は礼儀作法を学んで金持ちたちを見返す貧しい娘や、貧しくとも誇り高く生きる職人親方など、光り輝くものを内に秘めた力強い存在として描かれたという。こうした描き方にも示されるように、貧困は偶然に、あるいは一時的に陥るものであって、その人の本質ではなく、貧しい人々は公正さや慎み深さ、人間らしさを連想させた [Bora 2005]。

これに対して「新しい貧困」では、貧困は否定的に、また一般の市民とは別の世界の出来事としてとらえられる。貧困者は、主にクルド系の都市移動者を念頭に、都市の秩序を脅かす危険な人々として、あるいは冒頭で紹介したイス

ラム系テレビ局の報道を典型とするように、助けを待つ無力な人々として語られるようになる。これらの表象は互いに異質に見えるが、貧困者を自分たちとは無関係の他者とみる点で一致する。貧困救済事業が拡大する過程ではまた、支援の受給者は、貧困に甘んじ支援に依存する怠惰な人々として取り上げられるようになった。

このように特徴づけられる「新しい貧困」の貧困者を、貧困救済事業はどのように統治しようとしてきたのだろうか。これについて考えるために、次に貧困者と市民性の関係を市民概念の変化に注目しつつ整理しておこう。トルコの「新しい貧困」や社会的排除の議論は、貧困者の排除や他者化の暴力性を指摘し、慈善ではなく市民権に基づく福祉の受給を通じた包摂の必要性を論じる一方、誰による何からの排除ないしは他者化なのか、排除や他者化を正当化する公論とは何かといった問題を明示的には論じてこなかった。だが排除される人々、他者化される人々の統治の問題は、望ましい国民としての市民とは誰か、市民として認められるための条件は何かという問題と切り離しては考えられないからである。

2. 市民概念の変容と貧困者の排除

トルコの市民概念の原型は、オスマン帝国末期に近代化改革によって世俗主義的なモダニティの領域として形成され、共和国建国後にケマル・アタテュルク初代大統領ら支配エリートたちによって練り上げられた。彼らは新生共和国の国家 - 国民関係を構想するにあたり、オスマン帝国末期の第二憲政期にいったん採用されたりベラルなシティズンシップのモデルを放棄し、国民の権利より義務を重視する権威主義的

なモデルを採用した。その結果、望ましい国民 (makbul vatandaş) は、モダンで啓蒙され、国家に感謝し、国民としての義務を果たす人々として定義された [Üstel 2004, 321-323; Kadioğlu 1999; 2005]。また、デュルケームのコーポラティズム論が取り入れられて、職能団体の連帯・協調を通じて社会の調和を図る「人民主義 (halkçılık)」が掲げられ、階級闘争や民族的宗教的多様性の存在は否定された^(注6)。

支配エリートたちは均質な「国民 = 人民」の概念の形成に努め、近代化改革から取り残された「民衆」 (halk) を啓蒙し、国民統合へ向かわせようとした。もっともエリートたちが語る理想と現実乖離しがちであった。たとえば、共和人民党の文化組織であり、共和国の理念の普及と理想的な共和国市民の育成を目的として1932年に全国の都市部に設置された「人民の家 (Halkevleri)」について、エリートたちは表向きの熱意とは裏腹に実際の活動では啓蒙活動に必ずしも積極的ではなかったことが指摘されている [Bora 1996; Ahıska 2009]。近代化プロジェクトの言説と実践の乖離については、支配エリートが民衆を理解しないまま「上からの改革」を進めたがゆえの失敗であったという見方がこれまでに定着してきた (たとえば Kadioğlu [1999], Keyder [1997])。だが社会学者のアフスカは、そうした乖離に支配エリートと民衆の差異を管理する権力の作用を読み取る。すなわち、支配エリートたちは、帝国の廃墟のなかから新国家を樹立するために、「トルコ民族」や「西洋文明」など、ないものをあたかもあるように振る舞わざるをえなかった [Mardin 1981]。彼らは公論を独占し、さまざまな境界——たとえば「トルコ民族」とは誰か——を定めるが、それ

が現実ではなく幻想であることは暗黙の了解であった。彼らには民衆を理解する忍耐も、現実を変えるだけの力もなく、さらには自らの特殊性を維持することで彼らの権力は保障された。そのため彼らは、言葉に出さないという条件でこの境界を無視すること——たとえばローカルな地主権力の存在——を黙認し、現実の境界は、個人的な関係のレベルの交渉にゆだねた。その意味で民衆もまた、幻想と現実の差異を管理する権力関係の共犯者であった [Ahiska 2009]。市民性への包摂という観点からみるなら、支配エリートたちが市民性と対照的な存在と考えた「民衆」とは、したがって、未だ包摂されない存在というよりはむしろ、排除を伴いつつ包摂される対象として支配エリートたちによって名づけられた範疇であったといえる。

排除を伴う包摂という変則的な包摂は、表象の水準にとどまらず、制度や政策としても観察された。1950年代から70年代にかけてのゲジェコンドウ政策は、その一例である。ゲジェコンドウは、国内人口移動の増加に伴い、すでに1950年代には都市問題として認識されていた。だが1980年代に経済政策が転換されるまで、歴代政府はゲジェコンドウの本格的な撤去には踏み切らず、都市移動者が合法的に安価な住宅を調達するための方策（たとえば社会住宅の供給）も講じない代わりに、ゲジェコンドウを現状追認的に認めることで移動者の住宅へのアクセスを助けた。政府がゲジェコンドウの存在を容認した直接の理由は、都市部門の労働力の確保や選挙対策にあった。だが政策の直接の恩恵を受けない都市のミドルクラスもまた、都市移動者の境遇に同情し、彼らが最低限の住居を確保する手段として、ゲジェコンドウの存在を受け入

れたのである [Buğra 2003]。また、国家のクライエンタリズムを正当化する土壌を用意した要因として、国家は国民（臣民）の生活に責任をもちすべての問題を解決してくれるという、オスマン帝国時代の超越的な権威としての「父なる国家」（devlet baba）のイメージが共和国以降も維持されたことが指摘されることもある [Karpat 1976, 202; Tachau 1984; Özbudun 2000]^(注7)。

「新しい貧困」とは、こうした温情主義に基づく変則的な包摂が、グローバリゼーションに伴う経済構造の変化、および次に述べるような新しい市民概念の台頭によって変質し、包摂から漏れた人々が「貧困者」として可視化される過程としてとらえることができる。すなわち1990年代のトルコでは、政治的イスラムやクルド分離主義運動の高まり、グローバル経済への統合の深化、EUやIMFなど国際機関による改革の要請を背景に、それまでの権威主義的な市民概念とは異なる市民概念が生まれた。そのような新しい市民概念は、第1に、イスラム的モダニティの概念やクルド民族主義の存在を受け入れるなど、市民の多様なあり方を認め [Özyürek 2006]、国家と国家と一体化した世俗主義エリートによる公共圏の独占に対抗し、国家から自律的な市民社会を構想するというものであった [Özbek 2004]^(注8)。たとえば、デミレル大統領によって憲法的市民権（Anayasal vatandaşlık）が提唱され、民族性を想起させる Türk（トルコ人）ではなく、トルコ共和国を前提とし領域主義的で民族的色彩のない Türkiyeli（トルコ共和国に帰属するもの）と名乗る人々が現れた [Kadıoğlu 2005; 山口 2005]。もっとも、たとえばエルドアン政権が一連の民主化改革を行い、左派の知識人からも支持される一方で、

昨年のゲジ公園再開発に反対する市民運動を暴力的に抑圧し、その後の地方選挙で勝利したことが示すように、リベラルな市民概念と権威主義的な市民概念は公論のなかでつねにせめぎあっているとみるべきであろう。

新しい市民概念は同時にまた、自発性や選択といった価値を理想とする点で新自由主義とも親和的であった [Özyürek 2006]。貧困を怠惰と結びつけ、支援の受給者を潜在的な依存者として他者化する視線は、そのような新自由主義的な市民概念の台頭と呼応するものであろう。貧困者の他者化はまた、新旧の市民概念がせめぎあうなかでも起きた。1993年の地方選挙で親イスラムの福祉党が大都市で勝利を収めると、世俗主義のミドルクラスはイスラム主義の台頭とこれを支持する「簡単にだまされて買収される、無知で貧しい人々」を大いに警戒した。ミドルクラスの貧困者に対する軽蔑と警戒は、たとえば1990年代後半から2000年代前半にかけて新聞のコラムニストらが用いた「もうひとつのトルコ」(Öteki Türkiye) や「もうひとつのイスタンブル」(Öteki İstanbul) という貧困者の表象に反映されることになる [Bora 2005; White 2002]。

新しい市民概念は、潜在的な対立点を含みつつも、個人の自由の尊重を基本とする。興味深いのは、そのような市民概念の下でも温情主義がみられることである。前出のアフスカは、環境保護活動を行うある財団が黒海地域の森林の伐採を減らし自然を守るために、実業家たちに村を「里子」にしてもらう企画を立てたという1996年の新聞記事を紹介している。アフスカによればこれは、環境保護や市民社会組織の活動といったリベラルな価値観を掲げる人々にあってなお、村民を自らの意思をもたず、保護者に

代弁され代表され庇護される「民衆」として扱うことを示しており、建国期以来の温情主義(himayecilik)に通底するという。そのような温情主義は権威主義的な市民概念とともにいずれ解消されるという見方があるかもしれない。だがアフスカは、ここにも上述したエリートと民衆の差異を管理する権力の作用をみてとるのである [Ahıska 2009]。

シティズンシップの原理は他者を生み出すことにあるというウシュンの議論は、この点で示唆的である。ウシュンによればシティズンシップとは、「ある集団が自らの支配を確立し、自らの存在を価値あるものとし、他者やよそ者とされた人々の存在を貶めることによって自らを市民として構築するための、不安定で創られた伝統」としてとらえられる [Isin 2002, 283]。シティズンシップは、その内側(インサイダー)と外側(アウトサイダー)が互いを構成する。たとえば女性とシティズンシップの関係でいうなら、「女性だからシティズンシップから排除される」のではなく、シティズンシップが創造される過程で同時に弁証法的に「女性」という他者のカテゴリが創られる。したがって排除された他者は、正常な市民の集団から単に出されるのではなく、その差異を通じて集団に内在してもいる [Isin 2002, 3-4]。正常な市民の集団が成立するためには、その外部すなわち他者の存在が不可欠なのである。

ウシュンの議論を敷衍するなら、トルコでリベラルな価値観をもつ人々が村民に温情主義的な眼差しを向けるのは、トルコにおける市民概念は権威主義的であれリベラルであれ、それが成立するために温情主義の対象という他者を必要とするからということになろう。新しい市民

概念の下での貧困者の統治は、都市の治安を脅かす危険な人々や怠惰な福祉依存者という新たな他者をつくりだすとともに、助けを待つ無力な人々という温情主義の対象としての他者もまた引き続き生産するのではないか^(注9)。

以上では、やや図式的で試論的ではあるが、市民概念と貧困者の関係について整理した。「新しい貧困」を権威主義的な市民概念の後退、新自由主義と親和的な新しい市民概念の台頭、そして温情主義の継続という文脈に位置づける見通しが立ったところで、連帯基金制度を事例として貧困者統治の具体的な分析に移りたい。

III 連帯基金制度

1. 制度の概要

連帯基金制度の概要については別のところで詳しく紹介したので〔村上 2011a; 2014〕、ここでは本稿の課題に関連する点に絞って述べる。

(1) 導入の経緯

連帯基金制度は、貧困が社会問題化する前夜の1986年に祖国党政権により導入されたトルコ初の普遍主義的公的扶助制度である。連帯基金法(3294号法)は、制度の目的を「貧しい市民およびトルコに滞在する人々を支援し、社会的公正をもたらす手段を用いて公正な所得分配を実現し、社会的相互扶助と連帯の促進を図る」(第1条)と定め、生存権を普遍主義的に保証している。制度が導入された当時はまだ貧困が深刻な社会問題として取り上げられておらず、導入の最大の動機は政府の選挙対策であった。当初はほとんど機能していなかったが、1990年代後半に貧困が社会問題化すると、当時の中道左派連立政権が制度を整備し、本格的な運用が

開始された〔Buğra and Keyder 2003, 37〕。

(2) 組織

自治体ごとに法人格をもつ基金が設置される。基金にはそれぞれ諮問委員会と事務局が置かれる。諮問委員会は、カイマカン(中央から派遣される地方行政の長)を長とし、地方行政の行政官、自治体の長のほか、市民代表としてムフタール(区の下位で行政の末端単位であるマハッレの長。選挙で選出)の代表、地域で貧困救済活動に従事するNGOの代表、および地域在住の慈善家の代表らによって構成される。連帯基金法は受給者資格を「困窮しており、社会保険に未登録で年金などを受給していない市民、および一時的で小規模の支援ないし教育の機会が与えられれば社会貢献と生産が可能になる人々」(第2条)と定めるにとどまり、誰を「貧困者」とみなし、どのように支援するかの判断は、各基金の諮問委員会の裁量にゆだねられている。そのため、住民から事務局に申請があると職員が資力調査と家庭訪問を行い、諮問委員会がその結果を踏まえて予算の枠内で受給者を選定し支援内容を決定する(ただし後述の条件付き給付は、各基金が作成した申請者情報に基づいて連帯基金局が受給者を選定する)。

(3) 支援の内容

資力調査に基づく現金給付、現物給付(食料・暖房用石炭)、医療費補助、教育支援(学用品・教科書)、起業支援、農業組合支援、雇用促進支援(職業訓練・臨時雇用)、および検診・通学を条件とする乳幼児・学齢期児童と妊婦への条件付き現金給付などからなる。総合医療保険の導入により2012年1月に廃止されるまで保健省が管轄する無償医療サービス(「緑のカード」)の運用も担った。

(4) 制度改革

連帯基金はトルコ初の普遍主義的公的扶助制度であり、社会保障の恩恵を受けてこなかった多くの農民や都市移動者を制度に包摂する点や地方分権や市民参加が福祉国家擁護の立場から評価される一方^(注10)、政治利用や非効率性（とくに現物給付）に加えて、新自由主義的な立場からは支援依存（とくに現金給付）、福祉国家擁護の立場からは慈善的な運用がそれぞれ批判されてきた。2001年2月の経済危機を契機に、世界銀行の支援により中長期的な貧困解決を目指す「社会的リスク削減プロジェクト（SRAP）」が導入され、条件付き現金給付と勤労福祉的な支援（起業支援、農業組合支援、雇用促進支援）が導入された。2002年に成立した公正発展党（Adalet ve Kalkınma Partisi: AKP）政権は合理化と勤労福祉の制度の拡充に努め、これまでに電子化による申請・審査の効率化、職業安定局と連携した職業訓練・就職斡旋プログラムの導入などが実現した^(注11)。

ただし予算規模をみるなら、自立支援よりもむしろ、現金給付（条件付き現金給付を除く）と現物給付が増加する傾向にある。信頼できる一貫した統計的データの入手が困難なため、予算規模や受給者数の変化を直接測ることは難しいが、この2つの給付への支出をみるなら、連帯基金局の支援関連支出（全国の基金のほか、他の省庁への移転を含む）に占める割合は、2003年の23パーセントから04年に16パーセントにいったん低下した後は、06年に27パーセント [SYDGM 2008]、2011年には35パーセントと増加に転じている [SYDGM 2011]。支援の性格が異なるため、受給者数で単純に比較することは難しいが、2008年に石炭給付を受けた世帯が

234万世帯に対し、2003年から09年3月までの合計で起業支援の受給者が12万人、臨時雇用者5000人という数字もまた、実際の支援における現金・現物給付の存在感の大きさを物語っている [SYDGM n.d. c]。

2. 2つの受給者像

すでに述べたように連帯基金法は社会保険の加入状況を除いて具体的な受給資格要件を定めていない。だが上述の制度設計に加えて、制度運用にかんする政府文書や政治家の発言からは、政府が制度運用にあたって誰をどのように支援すべきと考えているか、受給者にどのような振る舞いを期待しているのか読み取ることができる。結論を先に述べるなら、受給者は2つの集団に分けられている。

第1の集団は、優先的かつ継続的に支援を受ける人々であり、寡婦や孤児、身寄りのない高齢者などを含む。たとえば住宅支援にかんする省令は、「連帯基金法の対象者のうち、寡婦 (dul)，父を亡くした子 (yetim)，障害者，高齢者，慢性病患者であって，困窮した人々に提供されなければならない」としている（2008年8月12日付省令10352号）。石炭給付にかんする省令でも、「面倒をみてくれる人や保護してくれる人のいない高齢者，障害者，片親もしくは両親を亡くした子 (yetim/öksüz)，それ以外の事情で身寄りのない人々，世帯の生計維持者が慢性的な病気や障害，身体能力喪失などの理由で『雇用不可能』 (çalışamaz) な状態にある人々を優先すべき」とある（2010年6月4日付省令4699号）。

トルコ語の dul は寡婦と鰥夫の両方を指す言葉だが、ここでは実質的には寡婦を意味して用

いられていると考えてよい。父を亡くした子である yetim と組み合わせて使われていること、さらに民法が1999年に改正されるまで夫に妻子の扶養義務を課していたように、トルコの法制度は、男性は家族を扶養する働き手、女性は夫の扶養家族という性役割規範をしばしば前提としてきたからである^(注12)。Öksüz は両親を亡くした孤児ないし母か父を亡くした子、yetim は父を亡くした子を指す。これらの人々が優先的かつ継続的な支援の対象となる根拠は、扶養者となる男性親族（父、夫など）がいないこと、および男性の場合は本人が労働できない（これは妻子を扶養することができないということでもある）ことに置かれている。

ただし、寡婦や孤児を優先することには、男性の雇用可能性という「合理的な」理由のほか、温情主義的な理由があることに注意しておきたい。たとえば、連帯基金局のポスターやパンフレット、広報誌（後述の『連帯』誌など）には、高齢者（なかでも女性）や子供が、助けを待つ、無力で同情すべき貧困者としてたびたび登場する。冒頭でも紹介したエルドアン首相に優しく肩を抱かれ安心した様子的高齢女性、あるいはパイラム（イスラムの祝日）のために連帯基金の仲介で篤志家から贈られた真新しい服や靴を身に着け、嬉しそうにはにかむ子供たちといった構図の写真からは、高齢者や子供は、「父なる国家」や伝統的な相互扶助の精神によって救済されるというメッセージを読み取ることができる。

温情主義の対象は、より広い範囲に及ぶこともある。1990年代後半に貧困の社会問題化を受けて連帯基金制度の本格的活用に着手した左派連立政権の担当大臣や官僚から聞き取り調査を

行ったブーラとケイデルは、政策決定者である彼らが連帯基金の役割をイスラム的な慈善と関連づける感性を共有していると指摘している。ブーラとケイデルに対し担当大臣は、「かつて父はサダカ（イスラムの喜捨）を求めて店にやってきた人には必ず何か与えていたが、健康そうな青年が来たときは仕事を見つけると論じた。でも今自分にはこれはできない。なぜなら、そういう若者も仕事を見つけられないからだ」と語ったが、この発言は、連帯基金が雇用可能な男性も含め、貧困者を温情主義的に救済する役割を期待されていることを示している [Buğra and Keyder 2003]。

第2の集団は、経済的に自立するまで一時的に支援を受ける人々である。連帯基金局のパンフレット（発行年不明）の前文で公正発展党政権のアタライ大臣（在任2002～07年）は基金の目的を、社会保険に未加入で貧困した国民（vatandaş）の基本的ニーズを満たすこと、障害者の教育とリハビリの支援、都市部と地方の所得水準を引き上げ、継続的な就労が可能となるよう支援するとした上で、次のように続けている。「貧困との戦いに振り向けられた財源は、貧しく支援を必要とする国民を、受動的で支援を待つ状態から能動的で参加意欲があり自立した状態にすること、社会平和を維持し社会的相互扶助と連帯を強化することを目的とする」。そして、起業支援および雇用促進プロジェクトの支出は、2004年に基金の支出の8パーセントから、05年は予算ベースで37パーセントを見込み、06年は50パーセントを目指すとしている [SYDGM n.d. a]。

連帯基金局の広報誌『連帯（Dayanışma）』は各地の基金の事業の紹介に紙幅の大半を割き、

その多くを起業支援の成功物語が占めている。典型は、縫製や理髪、牧畜などの技術と経験をもちながら、あるいは大学教育を受けたものの、病気などのために困窮し現金や食料の給付を受けていた人が、その後支援を申請し、見事自立を果たしたというパターンであり、男女ともに登場する。記事には、子供たちの将来に明るい展望が開けた、よりよい生活が送れるようになった、欲しいものが買えるのは幸せだといった感想が並ぶ。高齢者や子供が助けを待つ無力で受動的な存在として取り上げられるのと、これは対照的である。

また『連帯』誌に2009年に掲載された国営テレビのインタビューを紹介した記事で、局長補佐のエミルオールは、起業支援プロジェクト関連の予算は「魚を捕る」ための活動に充てられているとし、次のように述べている。「受給者には支援を受けることで、自分の足で立ち、自分の仕事を持ち、我々の支援対象から抜け出してほしい。彼らに納税者、つまり生産的な存在になってもらい、社会 (toplum) の一員になってもらうことが我々の目的だ」(Dayanışma 5, 2009)。「魚を捕る」とは、受給者の自立の必要性を説くために支援関係者がよく用いる「魚の食べ方ではなく魚の捕り方を教えろ」という慣用句を指す。

注意したいのは、自立の必要性が説かれるとき、それは人々の能動性と関連づけられ、社会の正当な一員となる条件として扱われているということである。受給者は経済的な自立を果たすことや、そのために能動的に行動することを通じて「社会」の一員として認められる。自立を目指して努力しない人は「社会」の一員とは認められない。ここで述べられている「社会」

とは、新自由主義と親和的な新しい市民性の領域にはかならない。

ここまでみてきたように、連帯基金制度は、「国は弱者を見捨てない」というメッセージを送り国民統合を図る温情主義の装置と、受給者を潜在的な依存者とみなし、自立した市民として「社会」に包摂可能な者とそれ以外とに選別しようとする新自由主義的な統治性の装置という二重の役割を与えられており、政府は前者から後者へ重心を移そうとしている。こうした制度の性格と変化の方向性は、前節で述べた権威主義的な市民概念の後退と新自由主義と親和的な新しい市民概念の台頭という市民概念の変化と呼応するものであろう。ただし、実際の制度運用では、自立支援制度の拡充が図られる一方、予算の規模でみるなら現金現物給付がむしろ拡大していることはすでに述べた。これについては、過渡期にあるという説明のほか、構造的なものともみること可能だろう。政府が福祉行政の合理化を求める世界銀行やミドルクラス以上の有権者に対し改革推進の姿勢を示して認識操作を行い、福祉支出を正当化しつつ、現金現物給付によって貧困層の支持を獲得し政治的リスクを回避している点に注目するなら、「非難回避の政治」(たとえば [西岡 2013]) の一種として理解できるかもしれない。同時にまた、新しい市民概念も温情主義の対象を必然的に必要とするという上述の解釈に従うことも可能だろう。

現金現物給付が重要であり続けるなかで、生産活動への参加と経済的自立を「社会」に受け入れられる要件とする政府の提示する規範的な受給者像は、支援の現場でどのように受け入れられているのだろうか。次節では、フィールド

調査の結果に基づいて検討しよう。

IV 貧困者言説のローカルな受容

1. 調査地と調査の概要

調査を行ったS区はボスポラス海峡を挟んでヨーロッパ側とアジア側に広がるイスタンブール市のアジア側に位置し、市内で最も貧しく宗教的に保守的な地区として知られる。イスタンブール県境に近いこの地域は、1985年以前には人口3700人の村にすぎなかった。だが80年代後半に急激な人口流入が起きた結果、87年に自治体(区)に昇格し、調査時(2007年)には人口は27万人を超えた。住民の構成は、黒海地域からの移動者、アナトリア東部から内戦を逃れてきたクルド系の移動者のほか、アナトリア各地からイスタンブールの中心部に移り住んだものの定着できず家賃の安いS区に移ってきた人々などである [Işık and Pınarcıoğlu 2001]。教育水準は総じて低く、男性の主な就労先は日雇いの建設労働や荷物運びなどであり、女性の就労は限定的である。もっとも住民の社会的経済的な属性は必ずしも均質ではない。初期の移動者が不動産などで成功したのに対し、内戦を逃れてきたクルド系の移動者は生活が苦しいなど、住民間の所得格差は存在するし、若い世代では高校・大学進学率が上昇し女性の就労も増えている。

S区の連帯基金への登録世帯数(申請したが受給が認められなかった世帯を含む)は2009年に、人口27万人に対し約1万5000世帯であった。統計的なデータは入手できなかったが、基金事務所長IによればS区はイスタンブール市内で受給世帯比率の最も高い区のひとつであるという。事務所で働く職員は所長I(40代男性)のほか

3人(20~40代)で、繁忙期には研修生(職業高校の生徒)や臨時職員数人が加わる。職員は全員高卒以上であり、区内の平均と比較して高学歴者が集中している。S区基金では申請者の家庭訪問調査を原則としてすべて行い、評議委員会も毎週開催する。これらを省略する基金が少なくないことを考えると、S区基金の活動ぶりは非常にまじめで熱心といえる。

調査ではS区基金の事務所職員と評議委員会のメンバー、各マハッレのムフタール、初等学校教員、区役所職員、区議会議員、および住民(連帯基金に申請したことがあるか申請を希望する住民とその家族、親族や知人)から、貧困や支援の経験について聞き取りを行った。インタビューした住民の多くは移動者第1・第2世代の女性であり、基金事務所、ムフタール、初等学校の校長、貧困救済NGO(デニズ・フェネリなど)から紹介を受け、さらに別の人を紹介してもらうという方法で対象を広げた。

2. S区連帯基金の支援実践

S区基金の支援は、乳幼児・学齢期児童への条件付き現金給付や教育支援を除くと、現物給付(暖房用石炭)と現金給付が中心である。起業支援は、導入当初は積極的に実施していたが、やがてほとんど実施しなくなった。現金現物給付は、一時的な支援が中心で、現物給付は一冬の暖房用の石炭の支給、現金給付は家賃1カ月相当を申請の都度1回限りか短期間(3カ月程度)支給する。ただし、寡婦や高齢者、生計維持者である男性が障害や病気のために働けない世帯は、優先的かつ継続的に支援を受けることができる。

S区基金が起業支援の実施に慎重になったの

は、制度の利用者がなかなか事業を軌道に乗せられず、借金返済に苦勞するケースが後を絶たないためだった。事業の失敗が続いたことで、2012年にはついに連帯基金局から起業支援の実施に一時的な中止が言い渡されてしまった。起業支援は、事業計画を立てさせて信用を供与し、5年間かけて返済させる。S区の住民の多くは村で生まれ育ったため、教育や農業以外の生業の経験、都市部門の職業の技能をもたない。そのような人々が競争の激しい大都市で商売を成功させ、借金を計画的に返済することは難しい、というのが職員たちの説明であった。

S区基金の支援が一時的な現金現物給付を中心とするのは、ひとつには、自立を目指して継続的に支援しても、S区の住民にはそれに応えるだけの能力がないという認識に基づいていた。また限られた予算を広く薄く分配する方式は、そのような同情すべき人々に対し、「国家がそばについている」（所長）という安心感を与えるためにも適当だと考えられた。さらにまた支援の濫用を防ぐために、支援は一時的であるべきだと考えられていた。なぜなら、受給者のなかには意識が低く、怠惰な者が少なくないが、彼らを継続的に支援すれば、支援依存を招きかねないからである。

現金現物給付は、国家の温情により安心感を与えることを除けば、したがって消極的な理由で選ばれたものであった。基金の職員たちは、経済的に自立することを望ましいとしながらも、一時的な現金現物給付だけでそれを実現することは不可能だと認めていた。2010年に導入された職業安定所と連携した職業訓練・就職斡旋プログラムは、リスクの高い起業支援よりも敷居が低く、導入が決まった当初、所長はその効果

に期待していた。だが制度が導入されて間もなく、期待は裏切られることになる。職業安定所が斡旋する仕事は、社会保険に加入するフォーマルセクターの仕事である。インフォーマルセクターの仕事は、社会保険に加入しない分、フォーマルセクターより賃金が高い場合がある。さらにフォーマルセクターの仕事に就いて社会保険に加入すれば、連帯基金の支援を打ち切られてしまう。そのため、インフォーマルセクターですでに職を得ている者は、フォーマルセクターの職を斡旋しようとしても受け入れないという。所長によれば、「インフォーマルセクターで働くのは正しいことではない。それなのに将来の年金よりも今の賃金を取る。今のままなら医療サービスについては『緑のカード』がもらえるし、将来についてもどうせ国が面倒をみてくれるだろうと考えている。本来支援が必要ない人が支援を受けている」という。インフォーマルセクターにとどまることは、生計を立てることで手一杯の人々にとっては、現在の所得とセイフティネットを最大化するための合理的な行動であるかもしれない。だが所長によれば、人々がそうした行動を取るのは、「自分と家族の将来を自力で切り開こうとせず、国が何とかしてくれるだろうと考える」からであり、依存心が強く意識が低いからであった。

職員たちによれば、S区の住民のなかには、より困窮した人々がいるのに、支援を受けようとする者が少なくない。職員たちによればこれは、都市に移動して墮落し、道徳心を失った人々であった [村上 2011a]。

基金の職員たちは、優先的かつ継続的な支援の対象である「寡婦や孤児」と、一時的な支援の対象である「自立すべき人々」という連帯基

金局の規範的な受給者像を共有している。しかし同時に、S区の住民の多くは都市移動者で教育や技能をもたないため、経済的に自立させることは難しいと考える。職員たちにとって、寡婦や孤児、そして能力がないため自立できない人々には、国がそばについているという安心感を与えることが大切であった。ただし、意識が低く怠惰なために支援に依存する者や、より困窮した人がいるのに支援を受けようとする者には、厳しい態度で臨まねばならないと考えられていた。

連帯基金局が、温情主義の対象としての「寡婦と孤児」とは対照的な「自立すべき人々」というイメージをつくり、受給者を能動的で生産的な市民へと誘導しようとしていることはすでに述べた。S区基金の関係者の間では、連帯基金局の「寡婦と孤児」と「自立すべき人々」という対は、住民の多くが都市移動者であるというS区の文脈に照らされることによって、「寡婦と孤児、自立の能力のない、無力で同情すべき人々」と「自立の意思も道徳心ももたない、怠惰な人々」という対に読み替えられている。その結果、起業支援を受けて成功する一握りの受給者を除いて、ほとんどの受給者は新自由主義的な市民性への包摂を断念され、温情主義の対象に組み込まれる。そして、それ以外の人々は道徳心を失った者や、怠惰な依存者とみなされる。連帯基金局が受給者に能動性を期待しているとすれば、S区基金の職員たちはS区の住民が能力と道徳心を欠如していることを強調している、と言い換えられるかもしれない。

3. 住民が語る貧困と支援

住民はテレビのニュース番組で流れる首相や

大臣の演説に耳を傾け、申請窓口の基金職員や、申請に必要な書類を作成し基金事務所に口添えしてくれるムフタル、あるいは陳情に訪れるカイマカンや基金事務所長らとやりとりするなかで、政府とS区基金の貧困者観に日常的に接している。以下では、結婚しており、夫が健康で雇用可能であるが連帯基金制度に支援を申請した経験のある女性による、貧困と貧困救済についての語りを取り上げる。貧困に陥るのは本人の責任か、本人を取り巻く環境が原因か、貧困から抜け出すために必要なのは自助努力か、周囲の支援か、といった点に焦点を絞り、支援とそれが前提とする規範的な受給者像がどのように受け入れられているのかみていこう。言うまでもなく、住民による貧困と貧困救済の語りは、政府の提示する規範的な受給者像には回収されない多様性と広がりをもつ。関 [2013] が指摘したような、「別の統治のされ方」にかかわるような語りも聞かれた。しかし本稿では貧困者による市民的価値の内在化の検討という課題に答えるため、論点をあらかじめ限定することとした。最初の事例は、最も多かったパターンである。

〔事例1〕〈貧しいのは私のせいではなく、ここが都市だから〉

アイシェ (30代女性) は、日雇いの建設労働者で失業中の夫と5人の子供と暮らしている。夫が失業したため、連帯基金に支援を申請したが認められなかった。夫が社会保険の付く仕事に就いていれば、今頃年金をもらえて支援などに頼らずに済んだのと言う。「村では牛乳を飲んで、ヨーグルトをつくっていた。村では青い野菜も肉も欲しいと思わなかった。肉は月に1度だったし、果物を食べようとも思わなかつ

た。お金を使わなかった。私たちは羊飼いだっ
たから村でも貧乏だった。でも粉でパンをつ
くって食べていた。ここでは乾いたパンすら口
に入らない。村でも貧しかったけれど、ここ
では働くか、そうでなければ飢える。お金を払
わなければ何も手に入らない」。アイシェによ
れば、国は貧乏人の悩みに耳を傾けるべきであ
り、貧乏人には支援を受ける権利があるとい
う。

アイシェにとっては、生活が苦しいのは自分
たちの責任ではない。夫が社会保険の付く仕事
に就いていればよかったと悔やむが、一家が貧
困に陥った最大の理由は環境の変化だった。都
市では村にはなかった商品（青い野菜や果物）
が並んでおり、買うために現金が必要だと語る
一方で、それらの商品を買うか買わないかは自
分たちの選択であることは語られない。生活が
苦しいのは村と都市とでは環境が異なるから
であり、自分たちに責任はない。むしろ国に自
分たちを支援する責任があると考えている。

以前別のところで述べたように、S区の住民
たちにとって、困窮したときに国から支援を受
けることは、「国民の権利」(vatandaşın hakkı)
だと考えられている [村上 2011a]。アイシェが
貧困者には国から支援を受ける権利があると述
べたのは、これにあたる。「国民の権利」は、
擬人化された「父なる国家」から温情を受ける
ことから納税に対する見返りを受け取ることま
でを含む解釈に幅のある表現である [村上
2011a]。Hak は「権利」と訳されるが、ここ
では国家から一人ひとりの国民に割り当てられ
た取り分 (pay) の意味が含まれており、西欧近
代に生まれた社会権的市民権の概念とは区別す
べきものであることに注意しなければならな

い^(注13)。そのような「国民の権利」の概念は、
必要な支援の内容を決める権限を、支援を受け
る側ではなく与える側（国家やその諸機関）に
認めるもので、温情主義的な性格をもつ。

〔事例 2〕〈貧しいのはアッラーの思召し。
そのことを受け入れた上で自分を高める努力が
大切〉

ギュル (30代女性) は、病気で目が不自由な
り食堂の炊事係の仕事をやむなくやめた。子
供のひとりに障害がある。夫が失業したため基
金に支援を申請した。ギュルによれば、基金の
職員に事情を説明するとき夫はもじもじしてし
まい要領を得ない。彼女も村にいたときは「話
し方を知らなかった」。だが今では職員に対し
堂々と話すことができるという。「息子を連れ
て医者にとくさん通った。病院では息子の鼻か
ら胃までチューブを通すやり方を習った。途中
怖くなって『できない』と言ったら、勇気を出
してやってみろ、落ち着け、やりたいと思えば
やれると医者に言われた。今ではわかっている。
『あなたの家はゲジェコンドゥなんだから、で
きないよ』とゲジェコンドゥに住む人間をさげ
すむ人がいる。(何かを学ぼうという気持ちや能
力を) 経済力に結びつけようとする。でも貧し
さはアッラーに与えられたものだ。(自分は病
気で) 働けないから、(夫) 一人しか働けない
から、こういう状態にある。私はできる限りの
ことをしている」。

彼女はある日、支援を受けようと基金事務所
を訪ねたが、窓口の職員から「若いのだから働
け」と追い返され、申請書を受け取ってもらえ
なかった。これを聞いた筆者は、「あなたはこん
なに困っているのだから、給付を受けるのは
国民 (vatandaş) として当然の権利ではないか」

と憤慨した。だが彼女は、職員が申請を受け付けなかったことは批判しつつも、「家庭訪問に来ないのだから、私が貧しいかどうか職員たちにはわからない。それなのに援助を受けるのは私の権利などとは言えない。そんなことを言えば、国に失礼だ」と答えた。

ギェルにとって、自分たちが貧しいのは失業や病気のためであるが、それも「アッラーに与えられたもの」であった。彼女もアイシェと同じく、貧困に陥るのは自己責任ではなく、自分ではコントロール不可能なことだと考えている。だがアイシェと違って、貧困であってもそれは無力であることを意味しない。経済力とは関係なく、気持ちのモチベーション次第で人は能力を高めることができる。貧しく小学校しか出ていなくても、「自分を乗り越え」て息子のためにチューブの通し方を覚え、「やりたいと思えばやれる」と言う医者と同じ価値観を共有し、基金の職員と対等に話ができる自分を誇りに思うのである。このように自立心を大切にするギェルであるが、基金の支援を受けることにはそれほど抵抗はない。職員に対して気後れせず事情を説明するが、温情主義的な支援のあり方に疑問を抱いていない^(注14)。

〔事例3〕〈貧しいのは、身体が不自由で働けないか、怠け者だから。怠けず、自分を高める努力が大切〉

妊娠中のセイハン（30代女性）は、出産は設備の整った民間病院を希望しているが費用の捻出に頭を悩ませていた。セイハンの夫は日雇い建設労働者で社会保険に加入していないので、「緑のカード」を申請して公立病院で無料で出産したらと提案したところ、少し誇らしげに微

笑みながら「ああいうのは私にはふさわしくない。あれは貧乏な人たちのための制度だ」と言った。「食べる権利がないのにパンを食べるのは自分には耐え難い。(……) 手足がある男は1度か2度ならもらってもいい。誰でも災難や怪我することはある。でも立ち直るのに4カ月は長すぎる。国を破産させているのは当の国民だ。このイスタンブールで飢えるはずがない。隣のP区に行けばいくらでも仕事がある」。彼女の家は1階が貸店舗、2階が自宅で、3階部分を夫が工事中である。将来天然ガスが引かれることを見込んでスチーム暖房用のパイプも通した。「私たちは働いてこれを手に入れた(注: セイハンが妊娠するまで1階で文房具店を営み、現在高校生の2人の娘も夏休み中は縫製工場で働いた)。誰にも支援を求めなかった。支援を受ける哀れな人(aciz)とは、手や足のない人たち。そういう人たちは働けないから。なのに、みんな手も足もあって働けるのに援助を欲しがらる」。彼女は小学校しか出ていないが、自分は周囲の女性たちとは違うと言う。「みんな私の話しぶりに驚く。進学していれば弁護士になっていただろうと言われる。私は好奇心があるし読書も好きだ。大事なのは自分を向上させ自信をもつこと。努力すれば貧乏は克服できる」。その点で近所のアイテン一家は対照的だという。一家は夫が失業中のため、アイテンが自治体やNGOに支援を申請し、息子たちに屑鉄を拾わせて生計を立てている。「アイテンの夫は彼女がどこでお金を手に入れて肉や野菜を買ってくるのか、見当がついているはず(注: アイテンがよその男に身を任せ、金を受け取っているとはのめかしている)。最近では中学を出た長男も仕事につかせた。(……) 2人とも子供たちを保険

のようにみている。私の夫がアイテンの夫に仕事があるから行こうと誘ったが、お茶とたばこのお金があれば十分だから行かないと言われたそうだ。たばこ代は息子が稼ぎ、残りは妻が賄うので、自分は働かずごろごろしている。アイテンも一日中外をうろついて家事もしない。家を掃くのは春の壁塗りのときだけ。私は次は天然ガスのパイプを引こう、何をしようとする目的を立てて生きているけれど、彼らは無目的に生きている。何も考えず、靴はゴミから拾うか誰かが不要になったのをくれるからいいという調子だ」。

セイハンによれば、貧しいのは働かないからであり、それはアイテン一家のように怠惰であるか、さもなければ身体が不自由で働けないからである。アイテンやその夫のように、周りからの支援に依存し、目的をもたずにその日暮らしをすることは、耐え難いことであった。大事なものは意欲をもって学ぶ姿勢や自信をもつことである。

では、貧困であることや支援を受給することを否定的にとらえるセイハンは、たとえ困窮しても支援を受け取らないのだろうか。実は彼女はその後お金を工面できず、「緑のカード」を申請して公立病院で出産した。支援は受けないと出産前に述べたことを持ち出すと、彼女は次のように語った。

「もしかしたらそのときは偉そうに話したのかもしれない。お産をしたときに支援を受けた。あのときは困っている人たちの権利を奪いたくなかった。それに『緑のカード』には賛成ではなかった。私にはふさわしくない。でもあのときは帝王切開することになり手術が必要になっ

たのと、赤ん坊の心臓に病気があって保育器に3カ月入ったので、お金がかかった」

セイハンはここで、支援を受けるのは怠惰な人々か「手足のない哀れな人たち」だという出産前の語りには触れず、十分に困っていたから支援を受ける資格があったと述べ、支援の受給を正当化するのである。これはどういうことだろうか。

以前別のところで述べたように、S区の住民の間では、貧困者への支援は「隣人の権利」(kul hakkı)だと考えられている。「隣人の権利」とは、周囲に困窮した人はいないか、彼らが公正に扱われているか配慮しなければならないという考え方であり、イスラムに由来するとされる。この考え方に従えば、支援を受けるには、より貧しい人たちが支援を受ける機会を奪わないようにしなければならない[村上2011a]。セイハンはこの「隣人の権利」という宗教道徳的な規範に拠ることで、支援の受給を正当化したのである。

V 考察

前節の3事例のうち、ギュル(事例2)とセイハン(事例3)の貧困と貧困救済をめぐる語りからは、第Ⅲ節で検討した、貧困者(受給者)を支援に依存せず自立心のある生産的な存在へ導こうとする貧困者統治のひとまずの成功をみてとることができるだろう。2人の向上心は経済的な自立に直接結びついていないという反論があるかもしれない。だが連帯基金制度が想定する受給者モデルにおいて、自立心をもち能動的に行動することは「社会」の一員として認め

られるための第一歩であった。たとえば、ギュルが病気で仕事を辞めても病院でのやりとりなどあらゆる場面で学びの機会を見出し、自分を高めようとしたことがそれにあたる。

とはいえ、2人とも新自由主義的な市民的価値を全面的に内在化しているわけではない。ギュルは自立心や向上心を重視する一方、貧困を他律的にとらえ、受動的な姿勢を取っている。貧困に陥るのは怠惰だからだと考え、新自由主義的な市民的価値を丸ごと引き受けているかにも見えるセイハンにしてもまた、自分が支援を受けることを「隣人の権利」の規範に拠ることで正当化している。セイハンが貧困と怠惰を結びつける言説を徹底的に内在化していたなら、支援を受けなかったかもしれない。援助を受ければ自分が怠惰で能力がないと認めることになるからである。彼女は他人に厳しく自分に甘いからだ、という説明が可能かもしれない。しかしここではセイハンもギュルも、貧困と貧困救済について、まったく異なる2つの規範を使い分けていることに注目しておきたい。2人は新自由主義的な市民的価値を、部分的、選択的、かつ流動的に内在化しているのである。

こうした、いわばまだら模様の内在化が起きる背景のひとつは、経済的な不安定性に求められるかもしれない。生活が安定し、支援に頼る必要がない限り、たとえば貧困を自己責任とする考え方を全面的に内在化することは難しいからである。だがより重要なのは、ギュルが貧困はアッラーが与えたと語り、セイハンが「隣人の権利」の規範を持ち出したように、新自由主義的な市民的価値に拠らずに、貧困を他律的にとらえ、支援を受けることを国家の温情主義的分配（「国民の権利」）ととらえるような、別の

規範によって自分の置かれた状況や振る舞いを正当化することができるという点である。

第Ⅱ節で述べたように、経済のグローバル化とそれと適合的な新自由主義的な市民概念の台頭を背景として、それまでの「排除を含む包摂」の関係が解体したのが「新しい貧困」であった。だが、連帯基金制度は、受給者を生産的で自立した市民へ導く新自由主義的な統治の装置として期待されると同時に、予算支出の実績にも如実に示されるように、温情主義的な保護の装置ともなってきた。新自由主義的な統治と温情主義的な保護とは、相反するようにみえる。だがアフスカやウシユンの議論を敷衍するなら、連帯基金制度の温情主義的な保護の装置としての役割は、新自由主義的な統治のもとで必然的に維持されたものであった。

ギュルとセイハンが2つの規範を持ちだすのは、彼女たちが新自由主義的な市民性への包摂と、温情主義的な排除を含む包摂を同時に経験していることを示唆している。たとえばローズが描くイギリスの事例では、新自由主義的な市民性への包摂に失敗した者は、スティグマを負わされる。新自由主義的な市民性に包摂されないことは、そこからの排除でしかない。だがトルコでは、権威主義的な市民性への国民の包摂は不完全であり、アナトリアの住民をはじめ、国民の多くは排除を含む包摂の対象であった。「市民」が成立するためには、啓蒙と庇護の対象としての他者が必要とされたからである。「新しい貧困」と新自由主義的な貧困者統治においても、この構図は大きく変わってはいないように見える。このことが、たとえ新自由主義的な市民性に包摂されなくても、ローズのイギリスにおけるような新自由主義的な市民性への

包摂かそこからの排除かという二者択一を迫られることなく、温情主義の対象として排除を含む包摂の下に置かれることを可能にしたのではないか。そしてギェルとセイハンは、新自由主義的な市民性への包摂と、温情主義的な変則的な包摂をともに生きるという点で、重層的に包摂されていると言えるのではないか。

基金関係者もまた、S区という地域的な文脈において、こうした重層的な包摂の在り方を正当なものと考えている。彼らは寡婦や高齢者を除く受給者には、就労し経済的に自立するよう求める一方で、彼らが国に支援を求めることを批判しない。これは、S区の大多数の住民は、事例1のアイシェたちのような教育や技能をもたない都市移動者であり、経済的な自立が困難であることを理解しているためである。宗教道徳的な「隣人の権利」という表現こそ使わないが、貧困者への公正な支援の分配を重視することはすでに述べた。彼らが非難するとすれば、それは支援を受けることを当然と考える怠惰な人々と、より貧しい人々を差し置いて支援を受けようとする道徳心を欠いた人々であった。前者は新自由主義的な市民的価値に相反し、後者は国家による温情主義的な分配や「隣人の権利」に象徴される宗教道徳的な貧困救済観と相反するからである。

おわりに

本稿では、1990年代後半以降のトルコで活発化した貧困救済事業の貧困者統治の装置としての側面を検討し、イスタンブールの低所得地区で実施した民族誌的な調査に基づいて、公的扶助制度である連帯基金制度の実践を事例として、

都市貧困層による市民的価値の内在化を論じた。連帯基金制度は、権威主義的な市民概念に代わる新しい市民概念の台頭を背景として、温情主義的な側面を残しつつ、受給者を潜在的な依存者と見なし生産的で自立した市民へと誘導する新自由主義的な統治の装置としての性格を強めつつある。だが調査地のイスタンブールでは、公的扶助制度の実践を通じた住民による新たな市民的価値の内在化は部分的で選択的、かつ流動的であり、貧困を他律的にとらえる、あるいは国の支援を相応の割り当て分と捉える伝統的な貧困救済の理解と両立しうる様子が観察された。論文ではこのことの含意を、トルコの歴史的社会的文脈に照らしつつ、市民性への包摂の観点から論じた。

最後に今後の課題を挙げて結びとしたい。本稿では、トルコにおける貧困救済事業と貧困者の関係について3つの課題を挙げ、そのうち2つの課題、すなわち市民性はどのように定義されているのか、そして貧困者はそのような市民性の概念をいかに内在化しているのかという課題と取り組んだ。本稿で導かれた結論を踏まえ、新しい市民的価値の内在化はいかなる欲望に支えられているのか、別の言い方をすれば、貧困者にとってそのような市民性に包摂される意義とは何かを明らかにすることが、残された課題である。

調査地の人々の欲望や動機、エージェンシーに注目するにあたっては、本稿でも言及した都市移動者であることの含意とともに、ジェンダーに注目する必要がある。本稿の議論は、女性へのインタビューに基づいているが、調査地では女性は新自由主義的な市民概念への誘導によりひきつけられやすい傾向がみられた。これ

は、女性は生計維持者として厳しい雇用状況に直面する男性よりも、向上心や自立心を口にしやすいことによるのかもしれない。政府も貧困層出身の女性に対して、労働市場での競争とは関係のないところで向上心や自立心の重要性を説いてきた。たとえばS区で貧困女性向けの職業教育や講演会を開催する社会センターの所長は、活動の目的を、「女性に自分たちの殻を割り、社会生活に参加させ」、「人々を一定の方向に導き、人々が自分自身を超えられるようにする」ことであり、「コースで何かを学ぶより、コースに参加することが目的」であると語った。だが、そうした言葉に女性がひきつけられるとすれば、それはなぜなのかを考える必要がある。ギュルやセイハンのような女性たちが向上心や自立心の大切さを語るのはなぜか、自由や力を獲得したいという願いはどこから生まれるのか、トルコにおけるジェンダー秩序や、S区という調査地の文脈において女性の世界観がどのようにつくられてきたのか、といった点を踏まえた分析が必要である。

(注1) トルコ語で貧困を意味する最も一般的な語は、fakir および yoksul である。Yoksul は、yok (「無い」) の派生語で、生活が苦しい (人) (geçinmekte çok sıkıntı çeken, fakir), (物事が) 望ましい水準に届かず、不足した (状態) (istenilen nitelikte ve özellikte olmayan, yetersiz) を指す。これに対してアラビア語起源の fakir は、生活が苦しい (人) (geçimini güçlüklerle sağlayan), 貧しい (人) (yoksul, fakir) のほか、哀れな (人) (zavallı), あるべきものが不足している (こと) (olamsı gerekenden az), イスラム神秘主義教団の修道僧 (derviş) などを意味し、かつては謙譲語の自称としても用いられた (Türk Dil Kurumu, *Türkçe Sözlük*)。公文書やマス・メディアでは一般に yoksul が用いられ、fakir はより口語的であ

るという違いはあるが、両者の意味を厳密に区別して用いることはないように思う。本稿では、両者とともに「貧困な」「貧困者」の訳語をあてている。

(注2) こうした批判に対してローズらも、特定の統治性に対する抵抗やエージェンシーはあると反論している。ただし「エージェンシー／構造」の図式は否定し、抵抗やエージェンシーは、より異なる統治のあり方を要望することだと述べている [Rose, O'Malley, and Valverde 2006]。

(注3) 例外として、民族誌的調査に基づき、福祉と統治の関係を論じた Üstündağ [2005] がある。2001～02年にイスタンブールのヨーロッパ側の貧困地区で調査を行ったウストウンダーは、先進国における新自由主義的な統治性が受給者を能動的個人として主体化したのに対し、トルコの受給者は国家の貧困救済に期待し、貧困のよりいっそうの管理と統制を望む貧困者として主体化されたと結論した。

(注4) ゲジェコンドゥウにかんする統計的データは存在しないが、ある推計によれば首都アンカラのゲジェコンドゥウの戸数と居住人口は1960年の7万戸、36万人 (市人口の56パーセント) から、78年には24万戸、130万人 (同68パーセント) に増加した [Keleş 2000, 383-4]。

(注5) <http://www.tuik.gov.tr/> (2013年12月3日閲覧)。

(注6) Halkçılık には、知識人と民衆の間の溝を埋めようとする、オスマン帝国末期にロシアから移住したナショナリストからもたらされた思想の系譜と、職能団体を社会の基礎的単位と考え、それら諸団体の連帯・協調によって階級意識を乗り越えようとしたズィヤ・ギョカルプのコーポラティズムの社会認識に起源をもつ思想の系譜がある [新井 2001, 144, 211]。これを踏まえ、本稿では後者に由来する共和国の原則としての Halkçılık は「人民」主義、すぐ後に述べるエリートが自らに対置する halk は「民衆」と訳し分けた。

(注7) 「父なる国家」は、現在の公的扶助政策の実践の場でも支援の根拠として言及される

[村上 2011a]。ただし、「父なる国家」のイメージとそれが正当化する温情主義的な政策体系は、近現代史の歴史的過程の産物であって、本質論的な議論には十分警戒しなければならない。

(注8) トルコにおける国家から自立的な公共圏の形成については村上 [2011b] を参照。

(注9) 同じ現象を別の角度から論ずるものとして政治学者のエルドアンと社会学者のトゥアルのポピュリズム論がある。貧困者を哀れむべき人々とみなし、時に賛美する態度を、エルドアンはイスラム主義者のポピュリズムであるとする。エルドアンによれば、イスラム主義者のポピュリズムは、1990年代までに影響力を失った伝統的左派のポピュリズムと「感覚の構造」(レイモンド・ウィリアムズ)を同じくし、同情的なポーズとは裏腹にサバルタンたる貧困者との間に有機的な政治的紐帯を結ぶことには無関心であるという [Erdoğan 2002] (伝統的左派のポピュリズムとケマリズムのポピュリズム〈人民主義〉との関係は論者により分かれるが、エルドアンは両者に継続性はないとする立場に立つ [Erdoğan 1998])。他方、社会学者トゥアルによれば、イスラム主義者のポピュリズムは貧困者に啓蒙主義的に接近することはせず、かといって遠くから賞賛することもせず、貧困者こそ見習うべき真のムスリムとする。これは一見して寛容だが、貧困者を蒙昧な人々として見下すかつての社会主義者やナショナリストのポピュリズムとは異なる [Tuğal 2002]。ただしトゥアルもまた、2000年頃を境にイスラム主義者の貧困者観に変化が生じたと指摘する。すなわち敬虔なミドルクラスは、世俗主義ミドルクラスと文化資本を共有するようになると、貧しいムスリムをもはや同胞とはみななくなった [Tuğal 2002; 2009, 67]。

(注10) この立場を取る研究者のグループとして、アイシェ・ブーラとチャーラル・ケイデルを中心とするボアジチ大学社会政策フォーラム (Sosyal Politika Forumu) がある。

(注11) 連帯基金制度と改革の詳細については村上 [2014] を参照。

(注12) トルコでは農業の家族労働者と都市のミドルクラス出身者を除く女性の就労は限定的である。男性が生計維持者、女性が家事と育児の専従者という性役割や、女性のセクシュアリティの保護を要請する性的名誉 (ナームス) の規範が背景にある。村上 [2005] を参照。

(注13) Vatandaş は、英語の citizen に相当し、「市民」と「国民」を同時に意味する。ここでは「国民」に近い。かつて別のところで「市民の権利」と訳したが [村上 2011a]、「国民の権利」と訳した。

(注14) ギュルは世俗主義的な共和国の理念に忠実とされるアレヴィー (少数派ムスリム) であるために、ことさらに国家を意識して発言した可能性がある。これについては、以前別のところでも述べた [村上 2010]。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 新井政美 2001.『トルコ近現代史——イスラム国家から国民国家へ——』みすず書房。
- 岩田正美 2008.『社会的排除——参加の欠如・不確かな帰属——』有斐閣。
- 渋谷望 2003.『魂の労働——ネオリベラルの権力論——』青土社。
- 関恒樹 2013.「スラムの貧困統治にみる包摂と非包摂——フィリピンにおける条件付き現金給付の事例から——」『アジア経済』54(1): 47-80.
- 西岡晋 2013.「福祉国家改革の非難回避政治——日英公的扶助制度改革の比較事例分析——」日本比較政治学会編『事例比較から見る福祉政治』日本比較政治学会年報第15号 ミネルヴァ書房。
- バラ, アジット, フレデリック・ラペール 2005.『グローバル化と社会的排除——貧困と社会問題への新しいアプローチ——』福原宏幸・中村健吾訳 昭和堂。
- フーコー, ミシェル 2007.『安全・領土・人口』高桑和己訳 筑摩書房。
- 2008.『生政治の誕生』慎改康之訳 筑摩書

- 房.
- 村上薫 2005. 「トルコの女性労働とナムス（性的名誉）規範」加藤博編『性と文化』（イスラーム地域研究叢書第6巻）東京大学出版会.
- 2006. 「トルコの『新しい貧困』問題」『現代の中東』（41）: 37-46.
- 2010. 「人々の目に映る私とは？——日本人＋女性＋研究者であること——」（フィールドワーク心得帖）『アジア研ワールド・トレンド』（183）: 61-62.
- 2011a. 「トルコの公的扶助と都市貧困層——『真の困窮者』をめぐる解釈の政治——」『アジア経済』52（4）: 60-86.
- 2011b. 「トルコの『公共』再考」『アジア経済』52（4）: 2-8.
- 2011c. 「トルコにおける統治性研究の動向」村上薫編「新興諸国における社会政策と統治性」（調査研究報告書）アジア経済研究所 (http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2010/pdf/2010_408_05.pdf).
- 2011d. 「イスタンブルは誰のもの？ ゲジェコンドゥと都市開発」『アジア研ワールド・トレンド』（191）: 30-31.
- 2014. 「トルコの連帯基金制度改革」『アジア研ワールド・トレンド』（220）: 38-44.
- 山口昭彦 2005. 「現代トルコの国民統合と市民権——抵抗運動期から共和国初期を中心に——」酒井啓子・白杵陽編『イスラーム地域の国家とナショナリズム』（イスラーム地域研究叢書第5巻）東京大学出版会.
- 〈外国語文献〉
- Ahıska, Meltem 2009. “Türkiye’de İktidar ve Gerçeklik” [トルコにおける権力と現実]. in *Türkiye’de İktidarı Yeniden Düşünmek* [トルコにおける権力を再考する]. ed. Murat Güney. İstanbul: Varlık Yayınları.
- Bora, Aksu 2005. “Yoksul Çocukların Medyada Temsili” [貧困児童のメディア表象]. (<http://bianet.org/bianet/bianet/70342-yoksul-cocuklarin-medyada-temsili>) 2009年7月25日閲覧).
- Bora, Tanıl 1996. “İnşa Döneminde Türk Millî Kimliği” [生成期におけるトルコ民族アイデンティティ]. *Toplum ve Bilim* [社会と知識] (71).
- Buğra, Ayşe 2003. “The Place of Economy in Turkish Society.” *The South Atlantic Quarterly* 102 (2/3): 453-470.
- Buğra, Ayşe and Çağlar Keyder 2003. *New Poverty and the Changing Welfare Regime of Turkey*. Ankara: UNDP.
- Cruikshank, Barbara 1999. *The Will to Empower: Democratic Citizens and Other Subjects*. Ithaca: Cornell University Press.
- Erder, Sema 1995. “Yeni Kentliler ve Kentin Yeni Yoksulları” [新しい都市民と都市の新しい貧困者たち]. *Toplum ve Bilim* [社会と知識] (66): 106-121.
- Erdoğan, Necmi 1998. “Demokratik Soldan Devrimci Yol’a: 1970’lerde Sol Popülizm Üzerine Notlar” [民主左派から「革命主義の道」へ：1970年代の左派ポピュリズムについての覚書]. *Toplum ve Bilim* [社会と知識] (78): 22-37.
- 2002. “Garibanların Dünyası: Türkiye’de Yoksulların Kültürel Temsilleri Üzerine İlk Notlar” [貧困者たちの世界：トルコにおける貧困者の文化的表象についての最初の覚書]. in *Yoksulluk Halleri: Türkiye’de Kent Yoksulluğunun Toplumsal Görünümleri* [貧困の諸状況：トルコにおける都市貧困の社会的諸相]. ed. Necmi Erdoğan. İstanbul: Demokrasi Kitaplığı.
- Förster, Michael and Marco Mira d’Ercole 2005. “Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s.” OECD Social, Employment and Migration Working Papers.
- Gordon, Colin 1991. “Governmental Rationality: An Introduction.” in *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*. eds. Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller. Chicago: The University of Chicago Press.
- Işıkt, Oğuz and Melih Pınarcıoğlu 2001. *Nöbetleşe Yoksulluk* [貧困は順番に]. İstanbul: İletişim

- Yayımları.
- Isin, Engin 2002 *Being Political: Genealogies of Citizenship*. Minneapolis: University of Minneapolis Press.
- Kadıoğlu, Ayşe 1999. *Cumhuriyet İradesi, Demokrasi Muhakemesi: Türkiye’de Demokratik Açılım Arayışları* [共和国の意志, 民主主義の試練: トルコにおける民主的展開の模索]. İstanbul: Mestis Yayınları.
- 2005. “Can We Envision Turkish Citizenship as Non-Membership?” in *Citizenship in a Global World: European Questions and Turkish Experiences*. eds. Fuat Keyman and Ahmet İçduygu. London: Routledge.
- Karpat, Kemal 1976. *The Gecekondu: Rural Migration and Urbanization*. New York: Cambridge University Press.
- Keleş, Ruşen 2000. *Kentleşme Politikası* [都市化の政治]. İstanbul: İmge Kitabevi.
- Keyder, Çağlar 1997. “Whither the Project of Modernity? Turkey in 1990s.” in *Rethinking Modernity and National Identity in Turkey*. eds. Sibel Bozdoğan and Reşat Kasaba. Seattle: University of Washington Press.
- 2005. “Globalization and Social Exclusion in Istanbul.” *International Journal of Urban and Regional Research* 29 (1): 124-134.
- Mardin, Şerif 1981. “Religion and Secularism in Turkey.” in *Atatürk: Founder of a Modern State*. eds. Ali Kazancigil and Ergun Özdudun. London: C. Hurst & Company.
- Ong, Aihwa 2003. *Buddha is Hiding: Refugees, Citizenship, The New America*. Berkeley: University of California Press.
- Özbek, Meral ed. 2004. *Kamusal Alan* [公共圏]. İstanbul: Hil Yayın.
- Özbudun, Ergun 2000. *Contemporary Turkish Politics: Challenges to Democratic Consolidation*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Özyürek, Esra 2006. *Nostalgia for the Modern: State Secularism and Everyday Politics in Turkey*. Durham and London: Duke University Press.
- Rose, Nikolas 1999. *Powers of Freedom: Reframing Political Thought*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 1996. “The Death of the Social? Re-figuring the Territory of Government.” *Economy and Society* 25 (3): 327-356.
- Rose, Nikolas, Pat O’Malley, and Mariana Valverde 2006. “Governmentality.” *Annual Review of Law and Social Science* (2); 83-104.
- Shore, Chris and Susan Wright eds. 1997. *Anthropology of Policy: Critical Perspectives on Governance and Power*. London: Routledge.
- SYDGM (Başbakanlık Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışma Genel Müdürlüğü) n.d. a. *Sosyal Yardım Programları ve Proje Destekleri Sosyal Riski Azaltma Projesi* [公的扶助プログラムとプロジェクト支援, 社会的リスク削減プロジェクト]. Ankara: SYDGM.
- n.d. b. *Mart 2013 Sosyal Yardım İstatistikleri Bülteni* [2013年3月公的扶助統計速報]. Ankara: SYDGM (<http://www.sosyalyardimlar.gov.tr/> 2014年4月14日閲覧).
- n.d. c. *Social Policy and Social Assistance in Turkey 2003-2009 March*. Ankara: SYDGM.
- 2008. *2007 Yılı Faaliyet Raporu* [2007年活動報告]. Ankara: SYDGM (<http://www.sosyalyardimlar.gov.tr/> 2014年4月14日閲覧).
- 2011. *2011 Yılı Faaliyet Raporu* [2011年活動報告]. Ankara: SYDGM (<http://www.sosyalyardimlar.gov.tr/> 2014年4月14日閲覧).
- Şen, Mustafa 2002. “Kökene Dayalı Dayanışma-Yardımlaşma: ‘Zor İş...’” [出自に基づく連帯と相互扶助]. in *Yoksulluk Halleri: Türkiye’de Kent Yoksulluğunun Toplumsal Görünümleri* [貧困の諸状況: トルコにおける都市貧困の社会的諸相]. ed. Necmi Erdoğan. İstanbul: Demokrasi Kitaplığı.
- Tachau, Frank 1984. “The Political Culture of Kemalist Turkey.” in *Atatürk and the Modernization of Turkey*. ed. Jacob Landau. Boulder: Westview Press.

- Tuğal, Cihan 2002. "Islamism in Turkey: Beyond Instrument and Meaning." *Economy and Society* 31 (1): 85-111.
- 2009. *Passive Revolution: Absorbing the Islamic Challenge to Capitalism*. Palo Alto: Stanford UP.
- Üstel, Füsun 2004. "Makbul Vatandaş" in *Peşinde: II. Meşrutiyetten Bugüne Vatandaşlık Eğitimi* [「望ましい国民」を追い求めて：第二憲政期から今日までの市民教育]. İstanbul: İletişim Yayınları.
- Üstündağ, Nazan 2005. "Belonging to the Modern: Women's Suffering and Subjectivities in Urban Turkey." Unpublished doctoral thesis submitted to the Department of Sociology. Indiana University.
- Vincent, Robin 2002. "Myths of Discipline: Beyond the Governmentalizing of Law in Lower Shepton." *Anthropological Theory* 2 (3): 307-322.
- White, Jenny 2002. *Islamist Mobilization in Turkey: A Study in Vernacular Politics*. Seattle: University of Washington Press.

(アジア経済研究所地域研究センター，2012年2月20日受領，2013年8月27日レフェリーの審査を経て掲載決定)